

第1 趣旨

この要領は、公益社団法人北海道産業廃棄物協会（以下「協会」という。）が協会ホームページを活用し、会員等関係者の関連情報をバナー広告として提供するにあたり、必要な事項を定めるものです。

第2 広告の内容

広告の内容は、会員の情報、または廃棄物の適正処理の推進と循環型社会の形成促進に寄与するものと協会が判断したものに限りします。

第3 広告の規格等

- ① 掲載位置は、申し込みによりトップページの上段または下段とします。また、それぞれの配置は、協会が定めます。
- ② 規格は、120ピクセル×60ピクセル、データ容量50KB以下を原則とします。
- ③ 掲載中であっても協会の事情により規格を変更することがあります。

第4 広告の掲載期間

- ① 広告を掲載する期間は、6か月単位とします。
- ② 掲載期間終了後の継続については、別途申し込みが必要です。
- ③ 掲載終了1か月前までに解約の申し出がない場合には、同一条件で更新されるものとします。

第5 広告主の募集

広告を希望される方は、申込書にバナー広告案（電子データ）を添えて、協会に申し込んでください。

第6 掲載の決定

- ① 第5に基づき申し込みがあった場合、協会は速やかに審査し、その結果をお知らせします。
- ② 協会は、申し込まれた広告に修正を求めることができますこととします。

第7 広告料金

- ① 広告料金は、次のとおりです

広告主	上段	下段
協会員	6か月 12,000円	6か月 6,000円
	1年 20,000円	1年 10,000円
非会員	6か月 36,000円	6か月 30,000円
	1年 68,000円	1年 58,000円

- ② 広告料金の支払いは、現金または口座振り込みとします。

第8 掲載の取消等

- ① 協会は、掲載期間中であっても掲載を取り消すことができます。
- ② 広告主は、掲載を取り下げることができます。
- ③ 上記の取り消し、取り下げにあたり、納入された広告料は返金しません。また、一切の補償は行いません。

第9 その他

この要領に定めのない事項については、協会の判断に従うものとします。

附則

この要領は、平成28年5月10日から施行します。